

インドとの包括的経済連携協定

～日印戦略的グローバル・パートナーシップの新次元～

外交防衛委員会調査室 かじ りょうた
加地 良太

1. はじめに

経済連携協定（EPA）は、物品の関税、サービス貿易の障壁等の削減・撤廃、投資の保護・促進、ビジネス環境の整備等を通じた経済連携の強化を目的とし、アジアを始めとする成長市場の活力を日本の成長に取り込む効果を有するとされる。我が国はこれまでシンガポール、マレーシア、メキシコ等 11 か国と EPA を締結している。2010（平成 22）年 11 月、菅内閣の下で閣議決定された「包括的経済連携に関する基本方針」においては、「国を開き」「未来を拓く」決意の下、世界の主要貿易国との間で、世界の潮流から見て遜色のない高いレベルでの経済連携を進めるとともに、競争力の強化など抜本的な国内改革の推進に取り組むことを決定している。

インドは人口 12 億人余を有し、議会政治、法の支配、言論の自由に基づく世界最大の民主主義国とされるとともに、近年では急激な経済発展を遂げ、アジア第 3 位の経済規模を有する巨大市場としても注目が集まっている。

日印関係は 1952（昭和 27）年の国交樹立以来、伝統的な友好関係を維持してきている。我が国は近年、民主主義、法の支配等の基本的な価値を共有し、インド洋の海上交通路上の要衝に位置するという地政学的な重要性を有し、南アジア地域の安定にも重要な役割を果たしているインドとの間で、「戦略的グローバル・パートナーシップ」を構築し、相互訪問による年次首脳会談の開催など、政治・安全保障を始め各般の分野で協力関係の強化を進めている。経済面でも、両国の経済規模にふさわしい経済連携の拡大強化が図られている。2006（平成 18）年の日印首脳会談で EPA 締結に向けた交渉開始が合意されて以来、累次の協議が行われ、本年 2 月、「日・インド包括的経済連携協定」が署名された。本稿では、本協定における特徴的な内容を概観する。

2. 協定の交渉経緯

2004（平成 16）年 11 月、小泉総理大臣（当時）とマンモハン・シン首相は首脳会談を行い、「日印経済関係の潜在性は極めて高く、その潜在性に見合った水準へ関係を発展させていくことが重要である」との認識の下、「日印共同研究会」を立ち上げ、EPA 締結の可能性を含めて日印経済関係を包括的に協議することを決定した¹。

翌 2005（平成 17）年 4 月には小泉総理大臣が、現職の総理大臣としては森総理大臣に

¹ 「日本・インド首脳会談（結果概要）」（平 16. 11. 29）
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asean+3_04/india_g.html)

次いで5年ぶりに訪印し、その際両国首脳により、同年6月までに共同研究会を立ち上げ、1年以内に報告書を提出するようとの指示が出された²。これを受けて、第1回の日印共同研究会が7月に開催され、以後4回の会合で議論を重ねた結果、2006（平成18）年7月に、日印経済関係強化のための適切な枠組みとして、EPAの交渉開始を勧告する報告書³が日印両首脳に提出された。その後、同年12月の安倍総理大臣（当時）とシン首相との首脳会談において、交渉を速やかに開始することが決定され、翌2007（平成19）年1月の第1回交渉会合開催へと至った⁴。

交渉は、原産地規則、自然人の移動などの幾つかの難しい論点やインド側の政治的事情から難航を極め、約10か月もの間、交渉の日取りさえ決めることのできなかった時期もあったとされる⁵。これらの難局を乗り越え、交渉開始から約4年が経過した2010（平成22）年9月9日、第14回会合において、交渉が大幅に進展したことを踏まえ、交渉団間で「大筋合意」が確認された。

さらに、残されていた論点に関する協議等が進められ、10月25日、菅総理大臣とシン首相の間で協定交渉完了の共同宣言⁶への署名がなされた。共同宣言では、本協定が、「物品、人、投資及びサービスの国境を越える流れを増加させることによって、日本・インド両国の潜在的に相互補完性のある分野を発展させ、二国間経済関係を一層強化し、両国それぞれの経済発展を促進する」ものであるとして、本協定締結の意義に言及している。

その後、協定本文及び附属書についての法的・技術的精査といった条文確定作業を進め、2011（平成23）年2月16日、前原外務大臣（当時）とアーナンド・シャルマ商工大臣との間で本協定への署名が行われた。署名後、前原外務大臣は「本協定の早期発効、来年の日インド国交樹立60周年等を契機に両国関係を更に盛り上げたい」と述べ、シャルマ商工大臣は「本協定の発効により、今後3～4年間で両国の貿易額を倍増させたい」との意欲を示した⁷。

本協定は4月5日、第177回国会に提出された（なお、インドにおいては、内閣の承認のみが必要とされ、議会の承認は不要とされる）。

3. 本協定の主な内容

本協定は、日印両国間の貿易のみならず、自然人の移動、投資、知的財産、政府調達、ビジネス環境整備といった広範な分野を含む内容となっている。シン首相は、大筋合意を宣言した2010（平成22）年10月の日印首脳会談の際に、「日本には技術と資金、インドに

² 「日印グローバル・パートナーシップ強化のための8項目の取組」（平17.4.24）

〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_koi/asia_europe_05/india_partner.html〉

³ 「日印共同研究会報告書」（2006年6月）〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/pdfs/jin_kenkyu.pdf〉

⁴ 「日・インド経済連携協定締結交渉 第1回会合の開催について」（平19.1.26）

〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/19/r1s_0126b.html〉

⁵ 栗原恵津子「日印包括的経済連携協定」『現代インド・フォーラム』2011年冬季号No.8（平22.12）29頁

⁶ 「日印包括的経済連携協定締結に関する両首脳間共同宣言」（平22.10.25）

〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/visit/1010_sk_jie.html〉

⁷ 「日本国とインド共和国との間の包括的経済連携協定の署名及び前原大臣とシャルマ・インド商工大臣との会談」〈http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/23/2/0216_02.html〉

は労働力と市場がある」と述べている⁸が、本協定発効により日印両国の相互補完性が発揮され、互恵に基づき二国間経済関係が一層強化されることに期待が寄せられている。本協定が発効すれば、インドは我が国のEPA締結国の中で最大の経済規模を有する国となる。以下、本協定の内容に関し、その注目点を述べる。

(1) 物品の貿易 (第2章)

ア 市場アクセス (第19条、附属書1)

現在、日印両国間の物品貿易では、インドからの輸入総額の約80%が、インドへの輸出総額の約10%が、それぞれ無税とされている。

本協定では、物品の貿易に関し、発効後10年間で、日印間の往復貿易総額の約94%、インドからの輸入総額の約97%、インドへの輸出総額の約90%について、関税を撤廃することとされた。

日本側の自由化約束として、関税撤廃される総品目数は約7,850品目となる。これにより、我が国の品目ベースでの関税撤廃率は約86%となる。即時に関税を撤廃するものは約7,140品目、一定の経過期間を経た後、段階的に撤廃するものは約710品目である。

他方、インド側の自由化約束としては、関税撤廃等を行う総品目数は約9,750品目で、そのうち、即時撤廃するものは約2,070品目、一定の経過期間を経た後に段階的に撤廃するものは約7,680品目になる。

図1 インド側の自由化約束分析 [鉱工業品]

	貿易額ベース (単位: 億円)		品目ベース (HS8桁)	
	貿易額	割合	品目数	割合
即時撤廃	392	8.60%	2,062	21.30%
段階的撤廃	3,728	81.70%	6,617	68.40%
5年撤廃	437	9.60%	503	5.20%
7年撤廃	4	0.10%	2	0.00%
10年撤廃	3,287	72.10%	6,112	63.20%
自由化計	4,120	90.30%	8,679	89.70%
関税削減	27	0.60%	2	0.00%
除外	415	9.10%	993	10.30%
非自由化計	441	9.70%	995	10.30%
合計	4,562	100%	9,674	100%

(出所) 経済産業省資料

鉱工業品については、日本側はほぼ全ての品目について、協定発効後関税が即時撤廃される。一方、インド側は8,679品目について関税を撤廃する。これにより、自動車部

⁸ 『毎日新聞』(平22.10.27)

品等の関税が撤廃されることから、特にインドで現地生産している自動車メーカーのコスト削減への期待が高まっている。インドでは、先行して進出し既に50%近いシェアを誇るスズキを筆頭に、日本の各主要メーカーが現地生産を進めているが、精密なものなど現地調達が難しい部品については日本から輸入して調達している⁹。インドの自動車市場では小型車が主流なため、少額のコスト削減が価格競争力に大きく影響してくることから、メーカー側にとって関税引下げのメリットは大きいとされている¹⁰。さらに、インド市場では2009（平成21）年以降、現代自動車などの韓国勢が日本勢に追上げを見せている¹¹。2010（平成22）年1月に韓印FTAが既に発効していることもあり、日本企業は本協定発効により韓国企業とようやく同じ土俵に立てるとして歓迎する姿勢を見せている。

図2 インド側の自由化品目の一例

【10年撤廃】			【5年撤廃】		
分野	品目	基準税率	分野	品目	基準税率
一般機械	ブルドーザー	7.50%	鉄鋼製品	熱延鋼板	5%
	産業用ロボット	7.50%		冷延鋼板	5%
	蒸気タービン、ガスタービン	7.50%		合金鋼	5%
	織機	7.50%		亜鉛めっき鋼板	5%
	印刷機械	7.50%	電気電子	MP3プレイヤー	5%
	工業用マシン	7.50%			
	エアコン部品	10%			
化学品	印刷用インク	7.50%	【6年間で5%まで関税削減】		
	ナイロン	10%	分野	品目	基準税率
自動車部品	ディストリビューター	7.50%	自動車部品	ディーゼルエンジン	12.50%
	点火コイル	7.50%	【8年間で6.25%まで関税削減】		
	バンパー	10%	分野	品目	基準税率
	消音装置（マフラー）	10%	自動車部品	ギアボックス	12.50%
電気電子	リチウムイオン電池	10%	【即時撤廃】		
	DVDプレイヤー	10%	分野	品目	基準税率
	レンジ	10%	繊維製品	綿織物	10%
	鉛蓄電池	10%		衣類	10%
農産品	自動車用ラジオ	10%	農産品	盆栽	5%
	ナガイモ	30%			
	モモ	30%			
	イチゴ	30%			
	柿	30%			

（出所）経済産業省資料

農林水産品等については、日本側は1,330品目、インド側は1,071品目が関税撤廃の対象となる。一方で、国家貿易品目である米麦、乳製品にとどまらず、牛肉、豚肉、鶏肉等関税撤廃が困難なものについては除外とされている。国内の農業が日印両国双方と

⁹ 『日本経済新聞』（平22.9.10）

¹⁰ 『日本経済新聞』（平22.9.10）

¹¹ 2009年4月から12月までのインド乗用車市場のメーカー別シェアを見れば、45.7%を占めているのがスズキ系のマルチウッドヨクだが、GM、トヨタ、ホンダ、日産、現代、フォードなど世界大手自動車メーカーが次々と参入するなかで09年以降韓国の現代自動車が急速に追いついて、そのシェアは、15%を超え、タタを抜いて第2位に上昇した。（小林英夫「飛躍するインド自動車市場」『早稲田大学日本自動車部品産業研究所紀要NO.4』（2009年度下期）16頁）

もに全産業の中で比較的規模が小さいこともあり、農業分野での例外品目を設けつつ交渉を進めることが比較的容易であったとされる。

図3 日本側の自由化品目の一例

【10年撤廃】			【即時撤廃】		
分野	品目	基準税率	分野	品目	基準税率
農水産品	カレー	3.60%	鉱工業品	ほぼすべての品目について	
	紅茶(3Kg超・飲用)	2.50%	農水産品	ランブータン	2.50%
	えび調製品	3.2-5.3%		ドリアン	2.50%
		製材		0-3.6%	
			えび	1-2%	
【7年撤廃】					
分野	品目	基準税率			
農水産品	とうがらし	3%			
	スイートコーン	6%			
	さめ魚肉	2.50%			

(出所) 経済産業省資料

本協定を利用してインドに物品を輸出するに当たっては、インド側が関税を撤廃した品目について、本協定発効により直ちに全ての品目を日本から無税で輸出できるようになるわけではなく、経過期間が設けられている。鉱工業品において、インド側が関税を即時に撤廃するのは、品目ベースで8.6%であり、72.1%の品目は10年掛けて段階的に撤廃される。基準税率が10%の品目であれば、10年撤廃の場合、年間の関税引下げ幅は1%にとどまる上に、完全に関税が撤廃されるのは早くても2021年以降となる。2010(平成22)年1月に発効した韓印FTAでは、インド側の関税撤廃期間は最長でも8年とされているため、日本製品にかかる関税の撤廃は韓国製品と比べても最短で3年は遅れることとなる。

インドの関税制度では、輸入品に対して、基本関税だけでなく追加関税、特別追加関税等が重ねて賦課される。これらの追加的関税は各種国内税に相当するものとされており、本協定で関税撤廃及び引下げの対象となっているのはあくまで基本関税のみである。ただし、このようなインドの複雑な関税に対しては、WTO協定との整合性についての懸念、さらには制度の運用全体に関する透明性の欠如も指摘されており、日本政府もこれまでの交渉の場において、インド政府に対し改善を求めている¹²。

イ 物品貿易の一般ルール

本協定では、国内産業に重大な影響を及ぼす場合、一時的に関税撤廃を停止することができる規定(二国間セーフガード措置)の適用のための規則が定められている(第23条)。また、ダンピング防止のための調査に係る事前通知期間について、10執務日前に通報しなければならないとする規定が採用されている(第24条)。

インドは、1995(平成7)年から2009(平成21)年上半期までに386件のアンチ・ダンピング措置を発動しており、世界で最もアンチ・ダンピング措置を多用している国の一つであるとされる。そのうち、日本が発動対象となった措置も19件に上っており、

¹² 『2010年版不正貿易報告書』(経済産業省)174頁

化学品を中心にアンチ・ダンピング措置が発動されている。さらには、インドのアンチ・ダンピング調査では、調査当局の判断根拠に不透明な部分が多いとの指摘もなされており、日本側も当局の運用に関してこれまで改善を求めてきた¹³。その結果、本協定にこのような規定が盛り込まれた。

(2) 原産地規則 (第3章)

本協定では、原産地規則について、一般規則として、非原産材料を使用して両締約国の領域において生産される製品の中でも、「関税番号変更基準」と「付加価値基準」の2つの基準¹⁴を共に満たすものでなければ原産品とは認められないとするルールが採用されている。このような2つの基準を併用する規定は「併用型」と呼ばれ¹⁵、他のFTAに比しても厳格であると言える¹⁶。その一方で、我が国が輸出関心のある多くの製品については、例えば化学品等で併用型ではなく関税番号変更基準のみが採用されるなど、より貿易促進的なルールが個別に設けられている (附属書2)。

(3) 強制規格、任意規格、適合性評価手続(TBT)／衛生植物検疫措置(SPS)

我が国の鉱工業品の関税率は、かねてより主要各国と比較して低水準となっている。このため、インド側は当初から、関税撤廃よりむしろ日本側の非関税障壁の撤廃・削減に焦点を絞って交渉を進めてきたとされる¹⁷。

ア 相互承認に関する取決めに至る段階的アプローチ

本協定では、強制規格・任意規格、適合性評価手続、衛生植物検疫措置に関して、小委員会を設置し、情報交換等の協力を促進することが規定された (第52条、第53条)。また、小委員会を通じ、電気製品、通信端末機器及び無線機器等の分野、その他両国が相互に合意する分野については、相互承認の取決めに至る段階的なアプローチ等の協議メカニズムを設置することとされた (第55条)。

イ ジェネリック医薬品国内承認手続の簡素化

さらに、本協定ではジェネリック医薬品 (後発医薬品) の承認審査に関して、国内法令の範囲内で相手国の申請者に内国民待遇を与え、合理的な期間内に手続を完了することを規定している (第54条)。

インドは特に医療・製薬の分野において比較的優秀な人材が豊富にそろっており、生産コストの低さを武器にした後発医薬品メーカーが数多く存在している。これらメーカ

¹³ 経済産業省『2010年版不公正貿易報告書』176頁

¹⁴ 関税番号変更基準とは、使用材料の関税分類番号と製造・加工を経て完成した製品の関税分類番号が異なった場合に、製品の特性が変わるほどの実質的変更があったと考え、その製造・加工が行われた国を完成品の原産地とする基準である。付加価値基準とは、製造・加工により加えられた価値が最終製品全体の価値に占める割合 (原産資格割合) が一定の比率以上となれば、その価値が加えられた国を原産地とする基準である。

¹⁵ 椎野幸平、水野亮『FTA新時代』(ジェトロ 平22.6.3) 119頁

¹⁶ 一方で、本協定では、関税番号変更基準については、最も難易度の低いとされる6ケタレベルでの変更基準を採用し、付加価値基準については、原産資格割合を一般的な40%より5%緩い35%としている。インドは国内産業への配慮から併用型を強く求めたが、交渉の結果、このような妥協に至った。

¹⁷ 『朝日新聞』(平22.9.10)

一は医療費抑制のためジェネリック医薬品の利用拡大を目指す日本市場への参入を企図しており、日本のジェネリック医薬品承認手続について「煩雑で承認までに長い時間が掛かりすぎる」との不満をあらわにしていたとされる¹⁸。交渉ではインド側もこの点を重視し、多くの国と同様に米国食品医薬品局（FDA）が承認すれば自動的に日本にも輸出できる仕組みにするよう求めていたとも伝えられている¹⁹。最終的には、これまでどおりの内国民待遇を保証することで折り合いがついた。

この承認審査に関する内国民待遇の規定については、「薬事法の規定を満たしているものであれば、国内と同等に扱うということ。これまでインド企業の審査が特別遅かったわけでもなく、これまでどおり、国内企業と差別なく扱う『無差別の原則』を変えるものでもない」（厚生労働省）、「インド企業だけ申請手続を変えるのではない。これまでどおり、国内企業と同じ扱いにするということを書き化したもの」（外務省）との見解が示されている²⁰。

EPA締結を見越したインド企業の日本国内進出も相次いでおり、本協定が我が国のジェネリック医薬品業界にとって再編の呼び水となるとの指摘もなされている一方で、日本市場が医薬品に求める高度な品質や医薬品の安全に対する国民の厳しい要求を満たすことができるのかとの指摘もなされている²¹。本協定発効後の状況が注目される。

（４）サービスの貿易（第６章）

本協定では、サービス貿易に関する規定について、WTO協定の一部である「サービスの貿易に関する一般協定（GATS）」よりも高いレベルでの自由化を実現する内容となっている。インド側は、電気通信・流通・金融等、日本側は、実務・教育・環境等に関して自由化の約束を改善し、その他、サービス貿易自由化のための両国の義務を中心とした諸規定が定められている。

本協定では、流通サービスの自由化に関する規定が設けられている（附属書6）。インドは現在、スーパー等の大規模小売チェーンへの外資の参入を禁止しているが、このような規制に対しては、インドの流通分野の近代化にも資するものとして外資による参入を求める声が日本の産業界から出ていた²²。本協定により、問屋・卸売業に関しては、日本資本による100%までの出資が認められる。また、小売業に関しては、日本企業が単一のブランドを展開する場合には、日本資本による51%までの出資が、また、フランチャイズの場合には、インドに設立する現地法人に対し100%まで出資することが可能となる。

他方、インドの専門職分野等のサービス部門は、日本市場に強い関心を有しており、資格の相互承認による専門職の交流の拡大を求める声がインド産業界から高まっていた。本協定においては、相手国の要請に応じて、サービス分野における相互認証（IT技術者など）のための交渉を1年以内に完了するよう、関連機関に働きかけを行うことが盛り込ま

¹⁸ 『朝日新聞』（平22.9.10）

¹⁹ 『朝日新聞』（平22.9.10）

²⁰ 『日刊薬業』（平22.10.27）

²¹ 『日本経済新聞』（平22.9.10）

²² 意見書『日本・インド経済連携協定の早期実現を求める』（日本経団連）（平18.7.18）

れた（第 65 条 3）。

さらに、本協定では、日印両国は規制の透明化を目指すべく、内国民待遇義務、最恵国待遇義務に反する規制のリスト化に向けて努力することとなっている（第 66 条）。また、多くの分野における規制（国内法に基づく外資規制等）の現状維持が約束され（第 64 条）、これにより法的安定性の確保が図られることとなる。

（５）自然人の移動（第 7 章）

日印両国間では、経済的な結びつきが強化されるに伴い、企業の進出、人的往来の拡大も進むようになった。一例を挙げると、インドにおける日本企業の活動拠点数は、2003（平成 15）年時点では 298 であったのが、2009（平成 21）年には 627 まで倍増し²³、それに合わせるようにしてインドに在留する長期滞在者も、2005（平成 17）年の 1,982 人から 2009（平成 21）年には 3,850 人へとほぼ倍増している²⁴。

本協定の発効により、交渉完了宣言の際に別途両国間で合意された査証手続の簡素化²⁵とあわせて、日印両国間の人的交流の拡大が期待される。

ア 入国手続等の円滑化・迅速化及び透明性の確保（第 76 条、附属書 7）

本協定においては、日印両国の自然人の入国手続に関して、円滑化・迅速化及び透明性の確保のための規定が設けられている。インド側は主に短期の商用訪問者や企業内転勤者に加え、新たに投資家の入国及び一時的な滞在を約束するとともに、商用訪問者の滞在期間を 90 日以内から 180 日以内に延長することを認めている。他方、日本側は、現行の入管制度の範囲内で、ヨガ、インド料理、インド伝統舞踊・音楽、英語の指導員の入国・就労を認めている。

イ 看護師・介護福祉士の受入れ

インドは優秀な医療人材を有する国としても知られており、数多くの医師、看護師を米国、英国等主要国のみならず途上国も含め多くの国に送り出している。我が国においても、看護師の雇用問題への影響等が懸念される一方、高齢化を見据えた看護師不足の解消の観点から、受入れを進める必要性について議論がなされてきた。

本協定の交渉においても、インド側は看護師・介護福祉士の受入れを日本側に強く要望したが、本協定発効後に協議を行っていくことと規定されるにとどまった（第 82 条、附属書 7）。

署名後、シャルマ商工相は記者会見で、「インドの医療従事者の水準は高く、世界で活躍している」と述べ、日本に対し改めて早期の受入れを求めた²⁶。前原外務大臣は、署名後に行った講演で、中国の急速な高齢化を踏まえ、「10 年、20 年のタイムで考えた

²³ 「インド進出日系企業リスト」2010.10 在インド日本国大使館資料
(<http://www.in.emb-japan.go.jp/Japanese/List%202010.pdf>)

²⁴ 「海外在留邦人数統計」(<http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/tokei/hojin/index.html>)

²⁵ 「査証手続の簡素化に関する日本国政府とインド共和国政府との間の覚書」(平 22.10.25)
(http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/visit/1010_sk_svp.html)

²⁶ 『毎日新聞』(平 23.2.17)

ら（インドなどの看護師らの）取り合いになる可能性がある」と指摘し²⁷、さらに2月28日の講演では、受入対象国と人数の拡大を検討する考えを示していた²⁸。

しかし、我が国では発効済みのEPAに基づき実施しているインドネシア及びフィリピンからの看護師受入れについても未だに課題が山積している。現在までに本国内で資格を持つインドネシア人、フィリピン人約450人が来日し、病院で研修を受けながら日本の看護師国家試験の勉強をしているが、試験問題に用いられる医療用語が難しく、また日本語の研修体制が整っていないことから、3年の滞在期間中に合格するのは容易な状況ではない。受け入れた看護師候補生のうち2010（平成22）年度の合格率は、前年度に比べて増えたとはいえ、わずか4%に過ぎない。現在もなお政府部内には受入れに対して慎重論が多いとされる中、新たにインドからの受入れを実現できるか否かについても、こうした状況を踏まえた論議が求められよう。

ウ 社会保障協定の締結交渉開始

今後両国間で人的交流が一層拡大するには、保険料の二重負担の回避及び保険期間の通算等を定める社会保障協定の締結が必要となる。本協定ではそのための社会保障協定の締結交渉について、一定期間（3年）内の交渉等の完了を目的とし、事前協議及び締結交渉を行うことが規定されている（第78条2）²⁹。

（6）投資（第8章）

日本からインドへの直接投資は、近年大幅に増加する傾向にある。日本からインドへの直接投資額は、2005（平成17）年に298億円、2006（平成18）年に597億円だったものが、2007（平成19）年には1,782億円、2008（平成20）年には5,429億円まで急増した（2009（平成21）年については、リーマン・ショックを受けて日本の対外直接投資の全体額が落ち込む中で、3,443億円に減少した）³⁰。高成長を続けるインドは、巨大な国内市場、さらには世界市場への輸出拠点としての魅力が高まる中、日本企業にとっての有望な直接投資先として注目を集めている。

しかし、現実にはそのような期待が直接投資の契約や実行に結びついていないとの指摘がなされている。その最大の要因は、経済インフラの未整備であるとされ、あわせて、インド側の法制の運用、投資許認可手続が煩雑で不透明であることとされている。このような法的安定性や予見可能性の低さが、直接投資をちゅうちょさせ、その結果インフラ整備が遅れ、更に投資が進まないという悪循環をもたらしているとの指摘もある³¹。

本協定では、投資財産設立前の段階を含めた内国民待遇（第85条）、投資財産設立後の最恵国待遇の原則供与（第86条）³²、さらには特定措置の履行要求（パフォーマンス要求）

²⁷ 「看護師、中国と取り合いに＝前原外相」（朝日新聞HP記事 2011.2.16）
(<http://www.asahi.com/politics/jiji/JJT201102160034.html>)

²⁸ 『日本経済新聞』（平23.3.1）

²⁹ 我が国が結ぶEPAにおいて、社会保障協定の締結に係る規定が設けられたのは、これが初めてである。2011（平成23）年1月より、日印両国間で予備協議が行われている。

³⁰ 財務省・日本銀行「国際収支統計」

³¹ 「日本企業によるインド向け直接投資促進のためのJBI Cの取り組み」『日本貿易会月報』（平22.2）12頁

³² インドは、交渉において最恵国待遇の供与自体に難色を示していたが、交渉の結果、投資財産設立前につい

の禁止（第 89 条）が定められている。また、投資家、投資財産の保護（収用及び補償、資金の移転、争乱からの保護等）（第 92～95 条）、一方の締約国の投資家と他方の締約国との間の投資紛争の解決（第 96 条）等についても定められている。本協定第 6 章が、サービス分野における外資規制の緩和について規定していることとあわせて、高いレベルでの自由化に対する取組が期待されている。

（7）知的財産（第 9 章）

インドでは、中国からの流入品に加え、インド製の模倣品も横行し、日系企業の模倣品被害は深刻化している。知的財産侵害は商標権のみならず、特許権、意匠権など広汎にわたっているとされる。インドにおける知的財産権保護をめぐる環境整備は、我が国企業がインド市場に進出する際のリスク軽減に不可欠であるとの指摘がなされている³³。

本協定では、日印両国が知的財産の十分に効果的かつ無差別な保護を確保し（第 102 条）、知的財産権の取得に係る手続の簡素化の措置を取ること（第 103 条）が規定されている。さらには、コンピュータ・プログラムを含む発明の特許可能性（第 105 条）、周知商標の更なる保護及び商標の早期審査（第 106 条）など個々の分野で WTO 協定の水準を超える規定が盛り込まれている。

4. おわりに

本協定では、幅広い分野における経済連携のための規定が盛り込まれる一方で、社会保障協定の締結交渉に係る規定に象徴されるように、今後、日印双方の要望実現に向けた取組が図られるべき分野も残されている。本協定は、インドが韓国との E P A を締結し、現在、E U、マレーシア等との交渉を行う一方、我が国も広く各国との交渉を進める中で、他国に劣後しない貿易及び投資環境の確保という日印の利害が一致したものと言えよう。

本協定の交渉完了宣言では、本協定を「両国間の戦略的グローバル・パートナーシップを新たな次元に高めるもの」と位置付けている。

世界最大の民主主義国と称されるインドは、アジア地域において台頭する中国の「カウンターバランス」として戦略的重要性の高まりを指摘されている。本協定は、日印間の経済関係を一層強化し、日印関係全体の緊密化に資するものと受け止められている。

ては除外することで決着がついた。

³³ 『特許庁委託 ジェトロ知的財産権情報 模倣対策マニュアル インド編』（平 20.3）（JETRO）1 頁